

民法 Chapter 35

Date

/

Date

/

Date

/



AはBのためにある事務処理を行った。これが、①A・B間における委任契約に基づく債務の履行である場合と、②Bのために行った事務管理である場合とに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 Aは、①の場合には、Bを代理する権限が法律上当然には認められないのに対し、②の場合には、Bを代理する権限が法律上当然に認められる。
- 2 Aは、①の場合において、事務の処理に関して費用を要するときは、Bに対しその費用の前払いを請求することができ、また、②の場合にも、Bに対し事務の管理により生じる費用の前払いを請求することができる。
- 3 Aは、①の場合において、事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、Bに対し償還請求をすることができるのに対し、②の場合において、AがBの意思に反して事務管理をしたときは、Bのために有益な費用を支出したとしても、Bに対し償還請求をすることはできない。
- 4 Aは、①の場合には、事務を処理するにあたって受け取った金銭をBに引き渡さなければならず、また、②の場合にも、事務管理をするにあたって受け取った金銭をBに引き渡す義務を負う。
- 5 Aは、①の場合には、委任の終了後に遅滞なくBに事務処理の経過および結果を報告しなければならないのに対し、②の場合には、事務管理を終了しても、Bの請求がない限り、事務処理の結果を報告する義務を負わない。

正解

4

[事務管理] 委任・事務管理

1 誤り

委任の場合も事務管理の場合も、受任者又は管理者は、本人を代理する権限は法律上当然には認められない。

2 誤り

委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払いをしなければならない（民法649条）。これに対して、事務管理には、この規定は準用されておらず、管理者は、費用の前払請求をすることはできない（同法701条参照）。

3 誤り

受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる（民法650条1項）。また、管理者は、本人のために有益な費用を支出した場合、本人に対し、その償還を請求することができるのが原則である（同法702条1項）が、管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、その償還を請求することができる（同条3項）。

4 正しい

受任者は、委任事務を処理するにあたって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない（民法646条1項前段）。また、この規定は、事務管理に準用されている（同法701条）。

5 誤り

受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない（民法645条）。また、この規定は、事務管理に準用されている（同法701条）。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。